

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 60 号	平成25年度盛岡市一般会計補正予算(第2号) ……………	1
議案第 61 号	平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算(第1号) ……………	6
議案第 62 号	平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号) ……………	9
議案第 63 号	平成25年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算(第1号) ……………	12
議案第 64 号	平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算(第1号) ……………	15
議案第 65 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 66 号	盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について……………	21
議案第 67 号	盛岡市スポーツ研修センター条例について……………	24
議案第 68 号	盛岡市環境学習広場条例について……………	29
議案第 69 号	盛岡市歴史的町家展示交流館条例について……………	33
議案第 70 号	盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について……………	39
議案第 71 号	盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う指定管理者の指定について……………	41
議案第 72 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	42
議案第 73 号	財産の取得について……………	44
議案第 74 号	財産の取得について……………	45
議案第 75 号	権利の放棄について……………	46
議案第 76 号	平成25年度本庁舎本館耐震補強・改修(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	47
議案第 77 号	盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	48
議案第 78 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………	49
議案第 79 号	盛岡市監査委員の選任について……………	別紙
議案第 80 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
議案第 81 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	51

議案第 60 号

平成25年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 403,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,799,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 17,551,032	千円 82,101	千円 17,633,133
	2 国庫補助金	4,000,146	74,750	4,074,896
	3 委託金	86,210	7,351	93,561
16 県支出金		5,527,415	155,884	5,683,299
	2 県補助金	2,492,817	155,884	2,648,701
19 繰入金		839,415	40,805	880,220
	2 基金繰入金	827,078	40,805	867,883
21 諸収入		1,734,552	2,703	1,737,255
	5 雑入	1,071,372	2,703	1,074,075
22 市債		11,331,900	122,000	11,453,900
	1 市債	11,331,900	122,000	11,453,900
歳入合計		103,395,906	403,493	103,799,399

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,554,882	59,780	10,614,662
	1 総務管理費	8,648,260	56,990	8,705,250
	2 徴税费	1,170,162	2,790	1,172,952
3 民生費		38,377,619	117,752	38,495,371
	1 社会福祉費	14,646,812	5,380	14,652,192
	2 児童福祉費	15,020,744	112,372	15,133,116
6 農林費		2,556,837	1,252	2,558,089
	1 農業費	2,222,596	1,252	2,223,848
8 土木費		14,953,924	89,200	15,043,124
	5 住宅費	1,242,483	89,200	1,331,683
9 消防費		3,775,968	34,757	3,810,725
	1 消防費	3,775,968	34,757	3,810,725
10 教育費		7,604,377	50,252	7,654,629
	1 教育総務費	757,827	3,544	761,371
	2 小学校費	2,314,092	26,155	2,340,247
	3 中学校費	1,394,806	5,164	1,399,970
	5 幼稚園費	432,544	1,982	434,526
	6 社会教育費	1,819,094	13,407	1,832,501
11 災害復旧費		1	50,500	50,501

款	項	補正前の額	補正額	計	
	2 文教施設災害復旧費	千円 0	千円 50,500	千円 50,500	
歳	出	合計	103,395,906	403,493	103,799,399

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
つなぎ地区国民体育大会 関連施設整備事業債	212,300	281,100	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借 入先の融資条件によ る。 ただし, 財政又は 借入先の都合並びに 金融の状態により繰 り上げ償還し, 又は 償還年限を短縮し若 しくは低利に借換え することができる。
公営住宅建設事業債	332,200	385,400			
計	11,331,900	11,453,900			

議案第 61 号

平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 536,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 453,205	千円 1,252	千円 454,457
	1 一般会計繰入金	453,205	1,252	454,457
5 諸収入		11,133	230	11,363
	2 雑入	11,132	230	11,362
歳入合計		534,606	1,482	536,088

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 16,078	千円 1,482	千円 17,560
	1 農業集落排水整備費	16,078	1,482	17,560
歳 出	合 計	534,606	1,482	536,088

議案第 62 号

平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,344,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		千円 1,428,578	千円 33,750	千円 1,462,328
	2 県補助金	1,237,705	33,750	1,271,455
9 繰入金		1,922,383	3,750	1,926,133
	1 一般会計繰入金	1,922,382	3,750	1,926,132
歳入	合計	28,306,541	37,500	28,344,041

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 19,231,450	千円 37,500	千円 19,268,950
	1 療養諸費	16,995,857	37,500	17,033,357
歳 出	合 計	28,306,541	37,500	28,344,041

議案第 63 号

平成25年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,257,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 4,712,631	千円 2,835	千円 4,715,466
	1 国庫負担金	3,571,112	2,250	3,573,362
	2 国庫補助金	1,141,513	585	1,142,098
4 支払基金交付金		5,706,927	3,393	5,710,320
	1 支払基金交付金	5,706,927	3,393	5,710,320
5 県支出金		2,845,039	3,764	2,848,803
	1 県負担金	2,793,220	1,553	2,794,773
	2 県補助金	51,819	2,211	54,030
7 繰入金		2,936,091	1,708	2,937,799
	1 一般会計繰入金	2,859,061	1,462	2,860,523
	2 基金繰入金	77,030	246	77,276
歳入合計		20,245,630	11,700	20,257,330

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 19,582,558	千円 11,700	千円 19,594,258
	1 介護サービス等諸費	17,835,175	10,800	17,845,975
	2 介護予防サービス等諸費	583,948	900	584,848
歳 出 合 計		20,245,630	11,700	20,257,330

議案第 64 号

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場大規模太陽光発電（メガソーラー）事業に必要とする経費についての債務負担（平成25年度分）	自 平成25年度 至 平成45年度	806,400,000円に、税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額

議案第 65 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第36条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第118条の10第2項中「第118条の12」を「第118条の13」に改める。

附則第3条の2中「第45条の7の2」を削り、「第118条の12第2項」を「第118条の13第2項」に、「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下」を「以下この条において」に、「その年」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第3条の3第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を、「期間（」の次に「当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加え、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第3条の3の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み

替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第5条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第14条の2中「第118条の12」を「第118条の13」に改める。

附則第22条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第36条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。

附則第22条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第22条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第23条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第24条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項

	の規定により適用される場合を含む。)
同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第36条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。

附則第37条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第5条の4の2第6項」と、「法附則第5条の4の2第5項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第40条中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第118条の10第2項の改正規定並びに附則第3条の2の改正規定（「第118条の12第2項」を「第118条の13第2項」に改める部分に限る。）及び附則第14条の2の改正規定は公布の日から、附則第5条の3の2及び附則第37条の改正規定並びに附則第4条第3項の規定は平成27年1月1日から施行する。

（行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする同項に規定する行為について適用し、施行日前にした改正前の盛岡市市税条例第5条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

第3条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第3条3の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第36条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第37条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第40条の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、延滞金の特例措置に係る割合及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限等を改めるとともに、東日本大震災による被災居住用財産に係る相続人についての特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 66 号

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例
(盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例(昭和25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」を「延滞金の年14.5パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下」を「以下この項において」に、「その年」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」に改める。

(盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「延滞金の」を「延滞金の年14.5パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下」を「以下この項において」に、「その年」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」に改める。

(盛岡市介護保険条例の一部改正)

第3条 盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」を「延滞金の年14.5パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下」を「以下この条において」に、「その年」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）」に改める。

（盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「以下」を「以下この項において」に、「その年」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の盛岡市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年

1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

市税に係る延滞金の例に準じ、分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金並びに介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の特例措置に係る割合を改めようとするものである。

議案第 67 号

盛岡市スポーツ研修センター条例について

盛岡市スポーツ研修センター条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市スポーツ研修センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、スポーツ研修センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 スポーツに関する知識及び技術の修得並びに宿泊のための施設を提供することにより、スポーツを行う者の競技水準の向上を図るとともに、スポーツへの市民の参加を支援するため、スポーツ研修センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市つなぎスポーツ研修センター	盛岡市繁字館市69番地 2

(開館時間)

第 3 条 スポーツ研修センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、センターの宿泊施設に係る第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「宿泊者」という。）がセンターを使用できる時間は、午後 3 時から当該許可を受けた期間の満了の日の午前 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第 10 条から第 12 条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、開館時間（前項ただし書の使用できる時間を含む。以下同じ。）を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(センターの使用)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理するセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、使用料（指定管理者が管理するセンターにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2項の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分		使用料
宿泊施設（1人1泊につき）	一般	3,500円

	高等学校生徒及び中学校生徒	3,000円
	小学校児童	2,800円
研修施設（1時間までごとに）	研修室	1,100円
	大広間	1,100円

備考 研修施設を宿泊者が使用する場合の使用料は、無料とする。

提案理由

スポーツ研修センターを設置しようとするものである。

議案第 68 号

盛岡市環境学習広場条例について

盛岡市環境学習広場条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市環境学習広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境学習広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然環境の保全、循環型社会の形成及び再生可能エネルギーの利用に対する理解を深めるための体験学習の場を提供する施設として、環境学習広場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市環境学習広場	盛岡市上田字上堤頭30番地10

(禁止行為)

第3条 環境学習広場（以下「広場」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(広場の使用)

第4条 広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上適当でないとき。

3 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第5条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 音楽、芸能等の興行を行うこと。
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (5) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (6) 火気を使用すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、広場の管理上必要があると認めるとき又は第4条第1項若しくは前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、第4条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第4条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた後において第4条第2項各号（前条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第4条第3項の条件に違反したとき。

(損害賠償)

第7条 広場を使用する者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 広場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第9条 広場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第10条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第11条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者の行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第13条 広場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理に関すること。

(事業報告書の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第9条及び第10条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

環境学習広場を設置しようとするものである。

議案第 69 号

盛岡市歴史的町家展示交流館条例について

盛岡市歴史的町家展示交流館条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市歴史的町家展示交流館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、歴史的町家展示交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史的町家の活用を通じた地域の活性化に資するため、町家及び市民の生活の推移に関する資料を展示し、及び市民の交流の場を提供する施設として、歴史的町家展示交流館を次表のとおり設置する。

名称	位置
もりおか町家物語館	盛岡市鉤屋町10番8号

(開館時間)

第3条 歴史的町家展示交流館（以下「展示交流館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる展示交流館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する展示交流館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) ホール 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 展示室及び案内所 午前9時から午後7時まで

(休館日)

第4条 展示交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第4火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(展示交流館の使用)

第5条 展示交流館のホールを使用しようとする者及び展示交流館の多目的広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、展示交流館の管理上適当でないとき。

3 市長は、展示交流館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、展示交流館の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは展示交流館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、展示交流館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。
- 3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する展示交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理する展示交流館にあっては、利用料金。次条において同じ。)を減免することができる。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により展示交流館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 展示交流館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 展示交流館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う展示交流館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 展示交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは展示交流館からの退去を命ずること。

(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、展示交流館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、展示交流館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の前日においても行うことがで

きる。

別表（第8条関係）

(1) ホール

区分		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
入場料を徴収 しない場合	土曜日及 び休日	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円
	その他の 日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円
	その他の 日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
1,000円以上 2,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円
	その他の 日	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
2,000円以上 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円
	その他の 日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。
- 4 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合には午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額

提案理由

歴史的町家展示交流館を設置しようとするものである。

議案第 70 号

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例

盛岡市屋外スポーツ施設条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繫字除キ32番地2
---------------	--------------

第3条の表に次のように加える。

盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午前8時から午後9時）まで
---------------	----------------	---

第4条第1項中「及び盛岡市立好摩テニスコート」を「，盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場」に改め，同項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）」を「祝日法による休日」に改め，同条第2項中「及び盛岡市立好摩テニスコート」を「，盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場」に改める。

別表第1号中「及び盛岡市立生出スキー場」を「，盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場」に改め，同号の表中

		開設期間中	10,500円	7,350円	を
		開設期間中	10,500円	7,350円	
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）		4,000円	2,000円	に

改め，備考を備考1とし，同表備考に次のように加える。

2 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は，表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。

別表第3号ウ中「及び盛岡市立好摩テニスコート」を「，盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市

立つなぎ多目的運動場」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

つなぎ多目的運動場を設置しようとするものである。

議案第 71 号

盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年 6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成25年 9 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市上田字黒石野平96番1ほか6筆	雑種地	5,767.72㎡	225,096,901円

2 取得の方法 買入れ

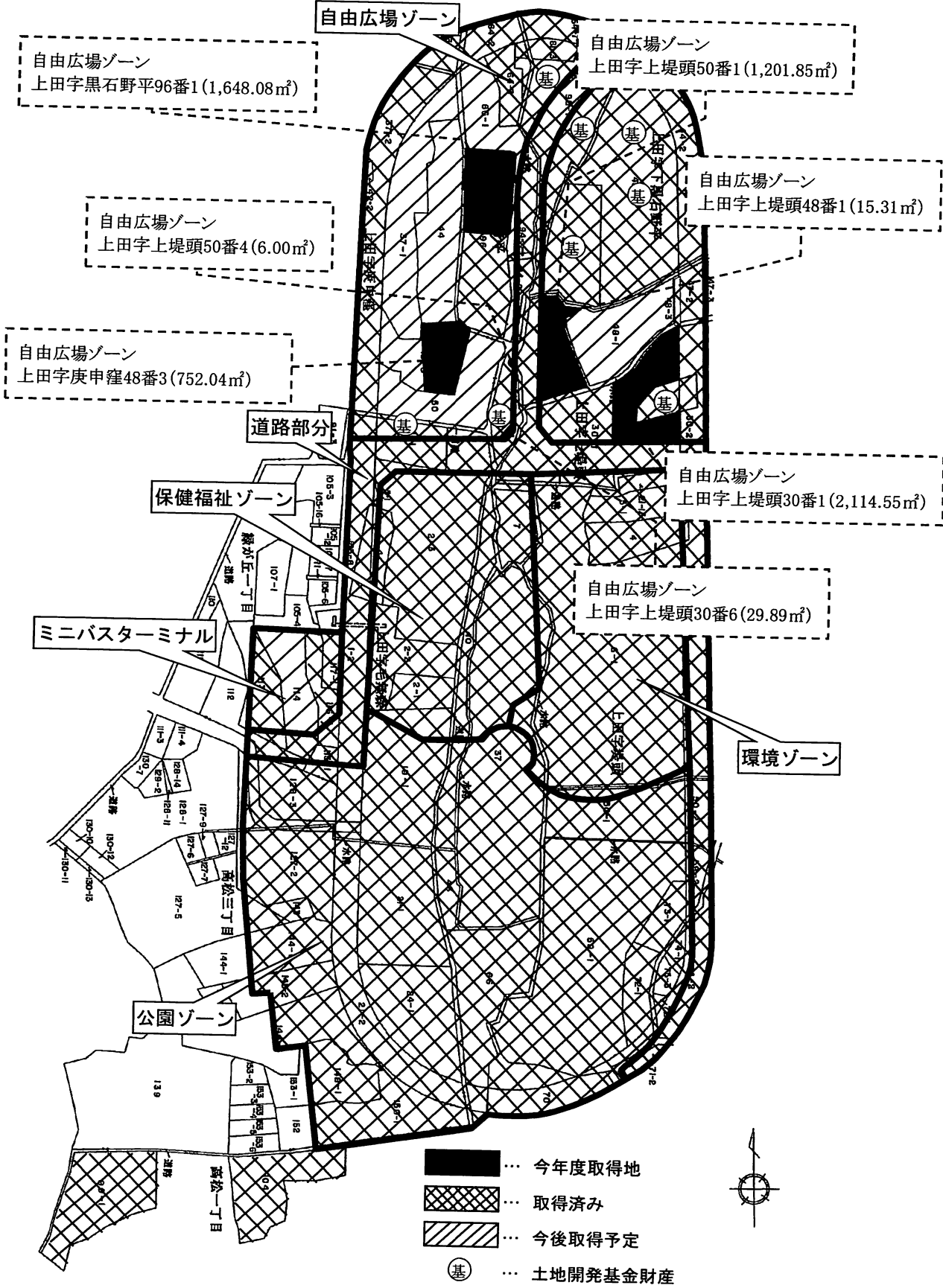
3 取得の相手方 盛岡市内丸12番2号
盛岡地区広域土地開発公社

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

**旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る
平成25年度取得予定地**



議案第 74 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車 両	消防ポンプ自動車	2 台	32,970,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市上堂三丁目6番33号

株式会社ダイトク 代表取締役社長 藤 村 均

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 放棄する権利の種類・内容

(1) 権利の種類 盛岡市市立病院奨学資金貸付金の返還請求権

(2) 権利の内容 相手方 住所

氏名

返還請求金額 金 180,000円也

2 放棄する理由 看護師として市立病院に5年以上在職し、その勤務成績が優良と認められるため。

3 放棄する時期 議決の日

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び盛岡市市立病院奨学資金貸付規程第16条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

平成25年度本庁舎本館耐震補強・改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

平成25年度本庁舎本館耐震補強・改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成25年 6 月 11 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 平成25年度本庁舎本館耐震補強・改修（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 171,150,000円也
- 4 契約の相手方 株式会社昭和建設 代表取締役 高橋 幸雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 288,120,000円也
- 4 契約の相手方 菱和建设株式会社 代表取締役 民部田 義 男

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
A c 612	山岸三丁目25号線	山岸三丁目20番1地先	山岸三丁目93番16地先
A c 613	山岸五丁目7号線	山岸五丁目47番29地先	山岸五丁目47番31地先
C a 12	西仙北向中野2号線	向中野字石川町65番2地先	向中野字幅 131番1地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
C a 729	向中野 197号線	向中野字石川町65番2地先	向中野字石川町97番2地先
都 1857	検断地6号線	永井17地割70番91地先	永井17地割70番44地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点	
A c 611	三ツ割79号線	三ツ割五丁目23番26地先	新	三ツ割五丁目23番29地先
			旧	三ツ割五丁目23番23地先
都 14	河南線	飯岡新田6地割57番1地先	新	飯岡新田6地割33番1地先
			旧	飯岡新田5地割28番1地先

都 607	北畑線	新	永井20地割58番2地先	永井20地割57番地先
		旧	永井20地割70番2地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成25年 6 月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

佐 藤 敬 三

議案第 80 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成25年6月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

鎌 田 友紀子

岩 崎 愛 雄

議案第 81 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同法第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年 6 月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条第 6 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第 198号）附則第 9 条第 1 項又は第11条第 1 項の規定により行う独立行政法人緑資源機構を廃止する法律（平成20年法律第 8 号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第 130号。以下「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第11条第 1 項第 7 号イの事業又は森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 118条の 2 第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

第 142条第 1 項第 3 号ア中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、「以外」を「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第 147条において同じ。）以外」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 1 世帯について 1 万 7,925円

第 142条第 2 項第 3 号ア中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号に次のように加え

る。

ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円

第 147条第 1号イ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万 2,548円

第 147条第 1号エ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円

第 147条第 2号イ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円

第 147条第 2号エ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円

第 147条第 3号イ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円

第 147条第 3号エ(ア) 中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円

附則第15条の 3 中「第18項, 第19項, 第21項, 第23項, 第25項, 第26項, 第28項」を「第16項, 第17項, 第19項, 第21項, 第23項, 第24項, 第26項」に、「第36項」を「第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成25年 4月 1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第 3号）第 1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第 226号）附則第15条の 9 第 1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 7条の 3の規定の適用については、同条中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約

をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。